

平成 2 5 年

第 4 回市議会定例会 議案第 1 3 号

函館市税条例の一部改正について

函館市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 5 年 1 2 月 2 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市税条例の一部を改正する条例

函館市税条例（昭和 2 5 年函館市条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 6 条の 6 第 1 項第 7 号中「認定特定非営利活動法人」を「認定特定非営利活動法人等」に改める。

第 3 0 条の 9 の 2 第 1 項各号列記以外の部分中「を当該年度の」の後ろに「初日の属する年の」を加え、同項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号を第 2 号とする。

第 3 0 条の 9 の 5 第 1 項中「当該年度の前年度において第 3 0 条の 9 の 2 第 1 項の規定により特別徴収の方法によつて徴収された年金所得に係る特別徴収税額に相当する額」を「当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額および均等割額の合算額（当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第 3 0 条の 2 第 1 項の規定により特別徴収の方法によつて徴収した場合においては、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額）の 2 分の 1 に相当する額」に改める。

附則第 7 条の 4 中「法附則第 3 5 条の 2 第 6 項」を「法附則第 3 5 条の 2 第 5 項，法附則第 3 5 条の 2 の 2 第 5 項」に改める。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、平成 2 8 年 1 0 月 1 日から施行する。ただし、次

の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第26条の6第1項の改正規定および次条の規定 公布の日

(2) 附則第7条の4の改正規定および附則第4条の規定 平成29年
1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 改正後の第26条の6の規定は、市民税の所得割の納税義務者が平成25年1月1日以後に支出する同条第1項第7号に掲げる寄附金について適用する。

第3条 改正後の第30条の9の2および第30条の9の5の規定は、平成28年10月1日以後の地方税法（昭和25年法律第226号）第317条の2第1項に規定する公的年金等（以下「公的年金等」という。）に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収について適用し、同日前の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収については、なお従前の例による。

第4条 改正後の附則第7条の4の規定中個人の市民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(提案理由)

仮認定特定非営利活動法人に対する寄附金を寄附金税額控除の対象とすることとし、ならびに地方税法等の一部改正に伴い、公的年金からの特別徴収制度について、仮特別徴収税額を特別徴収対象年金所得者に係る前年度分の個人の市民税のうち前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額および均等割額の合算額の2分の1に相当する額とする等の見直しを行うこととし、ならびに規定を整備するため